

業 務 番 号							
設計年度	令和6年度	急傾斜地維持修繕業務委託					
施工月日	令和 年 月 日						
施工方法	委 託						
業務期間							
		三原市 全域	单独		仕 様 書		
業 務 概 要				起 工 理 由			
伐採工 A=1,200m ² 土砂撤去 V=10m ³ 植生土のう積 A=2m ²							

特記仕様書

第1章 総則

第1節

適用

- 1 本特記仕様書は、三原市全域 急傾斜地維持修繕業務委託に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・**土木工事共通仕様書（令和5年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）**
 - ※ 土木工事共通仕様書は「広島県の調達情報」に掲載している。
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
 - ・その他関連規格類
- 3 本特記仕様書において「工事」表記のものについては「委託」に読替えるものとする。

第2節

法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
 - (1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
 - (2) 上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
 - (3) 上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第3節

建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

- 1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画
受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。
- 2 計画の掲示及び公表
受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。
※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

- (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

- 9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求
受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。
- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
 - (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
 - (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
 - (4) 建設発生土の搬出量
 - (5) 建設発生土の搬出が完了した日
- 10 建設発生土の搬入元への受領書の交付
受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。
- 11 受領書の内容確認
受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。
- 12 受領書の保管
受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。

第2章 施工条件

第1節 委託箇所

- 1 委託対象箇所 三原市内全域の広島県が管理者である急傾斜地崩壊対策施設
受注者は、施工にあたり事前に監督職員と立会し、施工範囲の承認を受けること。

第2節 工程

- 1 施工時期・時間の制限
時間 当該工事は昼間施工（8:00～17:00）を見込んでおり、施工に際しては地元調整を十分に行ったうえで作業を進めること。

第3節 用地

- 1 現場の復旧
原形復旧とする。
- 2 借地
場所 受注者が責任をもって確保すること。

3 / 10 ページ

第4節 安全対策

- 1 交通誘導警備員・警戒船・保安要員
伐木搬出時、交通誘導警備員を1（人/日）配置すること。なお、現場の状況を考慮し、人数を変更する必要がある場合は発注者と受注者が協議す
ものとする。

第5節 建設副産物

- 1 建設発生土（搬出）（建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積））（指定処分（A））
当該工事により発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）のいずれかに搬出するものとする。
また、積算上の搬出先として、建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に関する費用（単価）は変更しない。
- 搬出場所 株式会社〇〇リサイクルプラント（〇〇市〇〇町字〇〇）
なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。
- 2 伐木等
当該工事により発生する伐木等の木くず類は、「広島県が許可する処理施設」へ搬出するものとし、次の処分先を見込んでいる。
- 搬出場所 広島県が許可する処理施設
運搬距離 キロメートル
受入費用 平日の受入れ費用
提出調書等 提出を義務付ける
- なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、「木材を受入れる再資源化施設」への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協
るものとする
- 3 除草
当該工事により発生する刈草は、次のとおり搬出するものとする。
- 搬出場所 三原市内の田畑及び受注者が管理するヤードで、次の条件を満たす場所。
・田畑にあつては、耕作者が刈草を堆肥化して使用することを条件として受入れを承諾しているもの。
・受注者が管理するヤードにあつては、刈草を一時保管あるいは堆肥化する間、目隠しフェンス等により良好に管理することと
る場所。
なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、発注者と受注者が協議するものとな
るものとする。
- 4 産業廃棄物の場外保管
当該工事により発生する産業廃棄物を事業場の外（建設工事現場以外の場所）において300m²以上の面積で保管する場合には、保管場所を所管する都
道府県知事又は政令市長に事前の届出を行うこと。また、届出事項を変更する場合は事前に変更届を、保管をやめたときは30日以内に廃止届を提出す
ること。
ただし、産業廃棄物処理業等の許可施設における保管は届出対象外とする。

4 / 10 ページ

第6節 その他

- 1 提出書類
提出書類の規格は原則A-4とする。
- 2 打合せ方法
原則、工事打合せ簿を用いての打合せとする。
- 3 報告
施工終了後は速やかに施工数量を監督職員へ報告すること。
- 4 出来形管理
位置図及び展開図を整理し、数量計算書を作成したうえ、監督職員に提出するものとする。

第7節 その他

- 1 工事用機資材の仮置き場所
受注者が責任をもって確保すること。

第3章 工事保険等

- 1 工事保険等
受注者は、本工事において第三者に与えた損害を補填する保険又はその他必要とする建設工事に関連する保険等に加入しなければならない。また、加した保険等については、保険証券の写し（保険以外の場合はそれに代わるもの）を監督職員に提出すること。なお、加入に必要な保険料等は、設計で現場費に見込んでいる。
- 2 法定外の労災保険 の付保
 - (1) 受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）をしなければならない。
 - (2) 法定外の労災保険の契約締結したときは、その証券又なこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。
 - (3) 法定外の労災保険は、政府の労働災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものであり、（公財）建設業福祉共済団、（一社）業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づいて締結しているものとする。

第4章 その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又は、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。

参 考 资 料

—急傾斜地維持修繕業務委託—

総括情報表

頁0 -0001

変更回数	0	<凡例> Co ...コンクリート As ...アスファルト DT ...ダンプトラック BH ...バックホウ CC ...クローラクレーン TC ...トラッククレーン RTC...ラフテレーンクレーン	
適用単価地区	59 三原市		
単価適用日	00-06.04.01(0)		
諸経費体系	1 公共(一般)		
		当代	前世代
工種	07 砂防・地すべり等工事		
施工地域・工事場所区分	00 補正なし		
復興補正区分	00 補正なし		
週休補正区分	00 補正なし		
現場事務所等の貸与区分	00 補正なし		
ICT補正区分	00 補正なし		
冬期補正係数	00 補正なし		
緊急工事区分	00 通常工事 0%		
前払金支出割合区分	00 補正無し		
契約保証区分	03 補正しない		
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

本工事費 内訳表

頁0 -0002

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					X1000
斜面対策					Y1D03 レベル1
砂防土工	1	式			Y1D0301 レベル2
掘削工	1	式			Y1D030101 レベル3
掘削 【土砂】	1	式			Y1D03010101 レベル4
掘削 土砂 現場制約あり	10	m3			SPK23040001 00
残土処理工	10	m3			単第0 -0001 表 Y1D030109 レベル3
土砂等運搬 【土砂】	1	式			Y1D03010902 レベル4
土砂等運搬 現場制約あり 土砂(岩塊・玉石混り土含む) D1D区間無し 距離4.0km以下(3.0km超)	10	m3			SPK23040002 00 単第0 -0002 表

本工事費 内訳表

頁0 -0003

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
残土等処分					Y1D03010903 レベル4
	10	m3			
【直接工事費に含まれる処分費等】 「処分費等」の取扱いによる					#0041
再生資源化施設受入費 土砂					F9001 00
	10	m3			
法面工					Y1D0303 レベル2
	1	式			
伐採工					Y3999 レベル3
	1	式			
伐採					Y4999 レベル4
	1	式			
伐採工					V1001 00
	1,200	m2			単第0 -0003 表
伐採木運搬					V1002 00
	56	m3			単第0 -0004 表
【直接工事費に含まれる処分費等】 「処分費等」の取扱いによる					#0041

本工事費 内訳表

頁0 -0004

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
再生資源化施設受入費 伐採木					F9003 00
	56	m3			
植生工					Y1D030301 レベル3
	1	式			
植生土のう					Y4999 レベル4
	2	m2			
植生土のう袋製作					V1003 00
	34	袋			単第0 -0005 表
土のう積立工					V1004 00
	2	m2			単第0 -0008 表
仮設工					Y1D0310 レベル2
	1	式			
交通管理工					Y1D031021 レベル3
	1	式			
交通誘導警備員					Y1D03102101 レベル4
	6	人			
交通誘導警備員B					R0369 00
	6	人			

施工単価表

頁0 -0007

掘削 SPK23040001 単第0 -0001 表 1 m3 当り
 土砂 現場制約あり 標準単価: 5,798.00000
 機械構成比: 0.00% 労務構成比: 100.00% 材料構成比: 0.00% 市場単価構成比: 0.00%

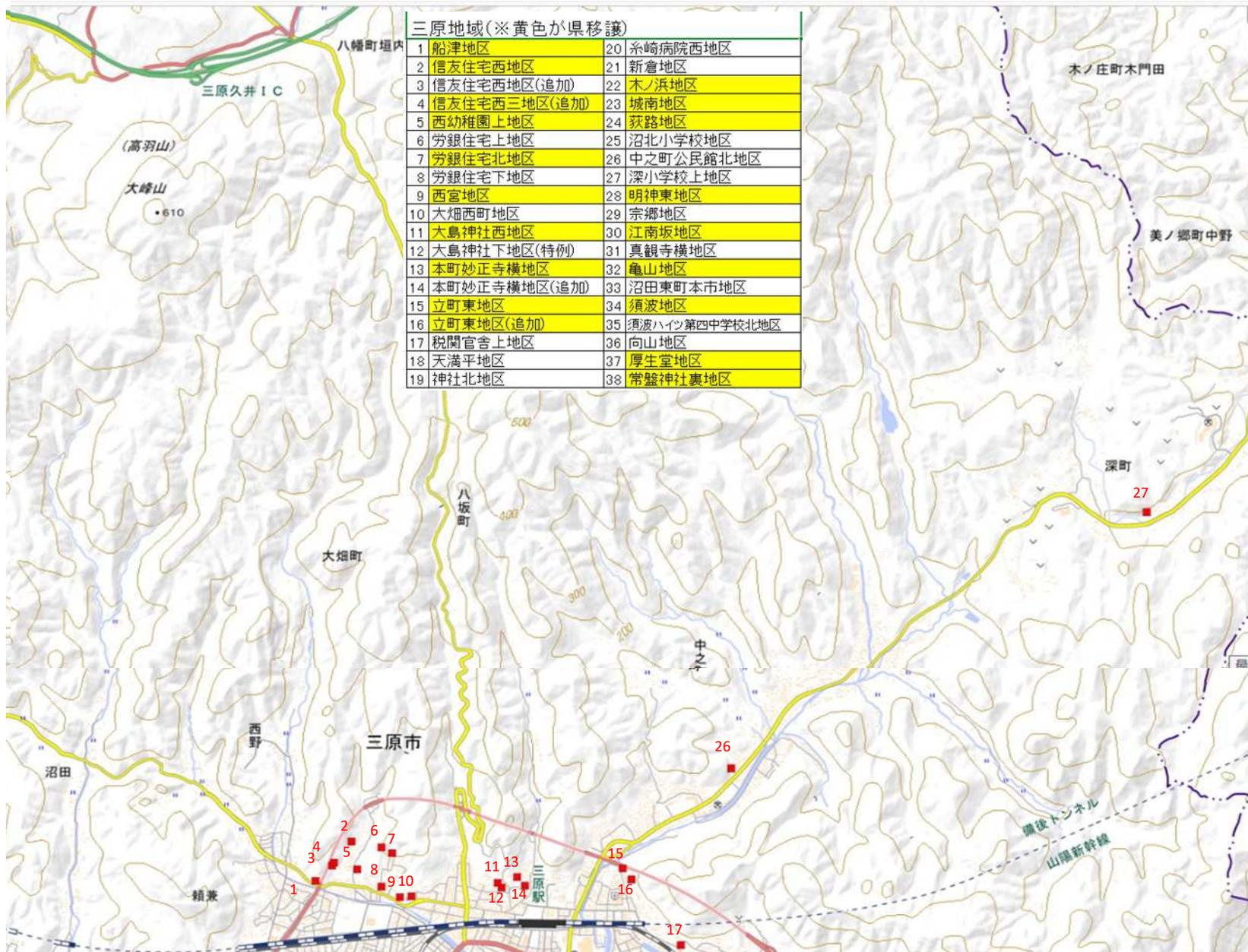
代表機材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
普通作業員	100.00%		普通作業員		RTPC00002 RTPT00002
積算単価			積算単価		EP001
A=1 土砂			B=3 現場制約あり		

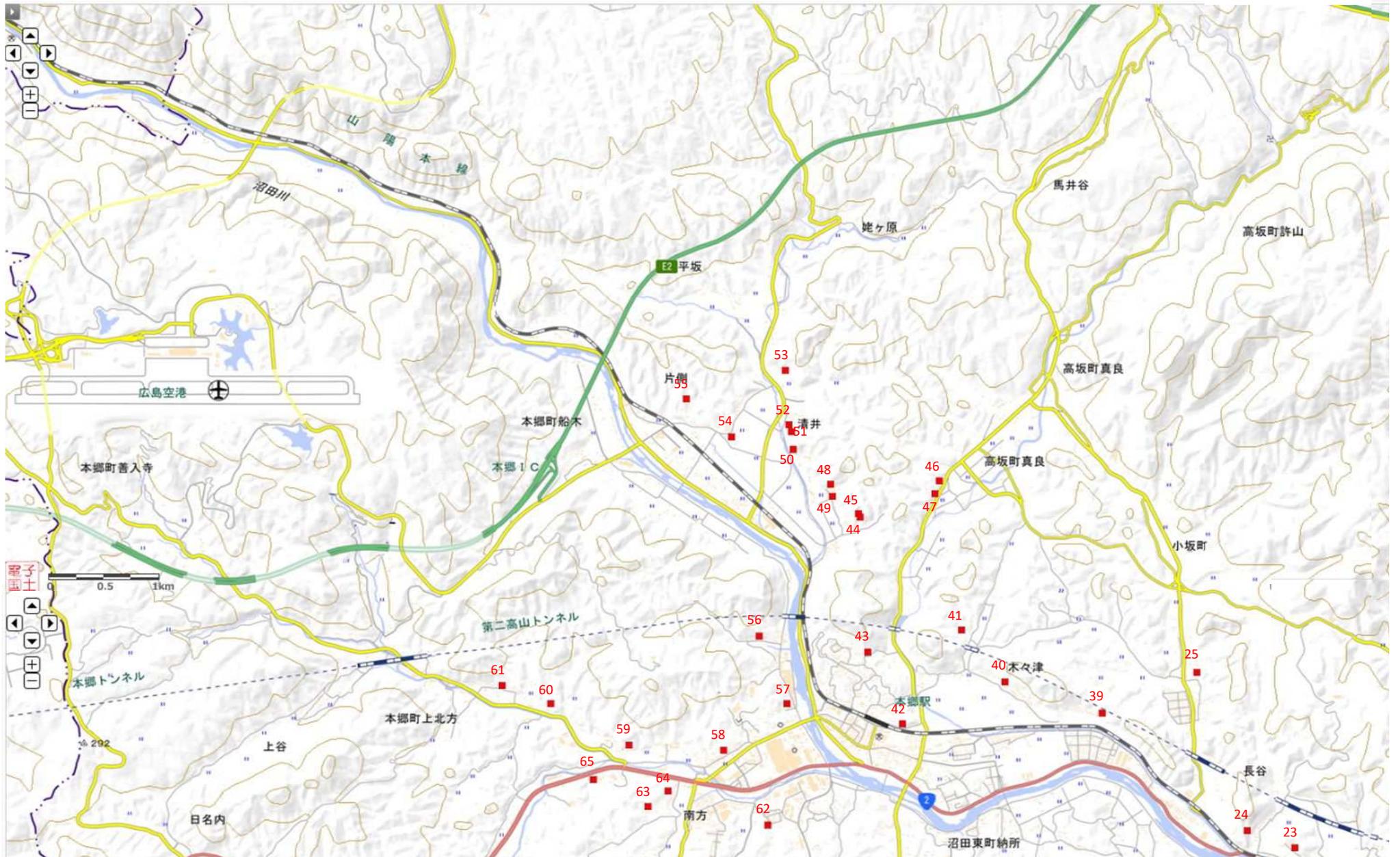
施工単価表

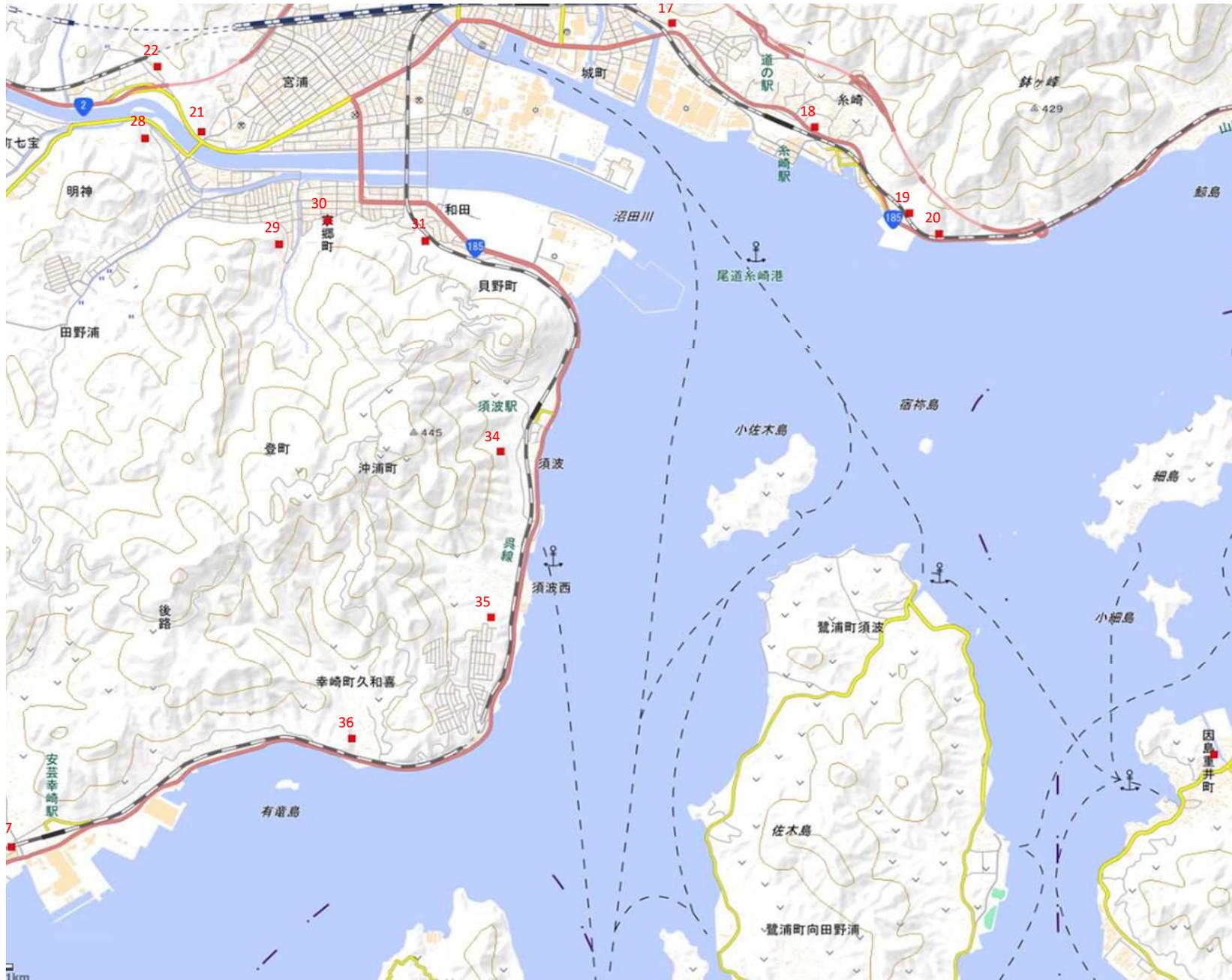
頁0 -0008

土砂等運搬 SPK23040002 単第0 -0002 表 1 m3 当り
 現場制約あり 土砂(岩塊・玉石混り土含む) DID区間無し 距離4.0km以下(3.0km超) 標準単価: 2,969.90000
 機械構成比: 19.19% 労務構成比: 71.06% 材料構成比: 9.75% 市場単価構成比: 0.00%

代表機材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 2t積級 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)	19.19%		ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 2t積級 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)		MTPC00016T1 MTPT00016T1
運転手(一般)	71.06%		運転手(一般)		RTPC00007 RTPT00007
軽油 パトロール給油, 2~4kl積載車給油	9.75%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=3 現場制約あり C=1 土砂(岩塊・玉石混り土含む) F=19 距離4.0km以下(3.0km超)			B=7 人力 D=1 DID区間無し		









本郷地域

39 木々津B地区	58 茅ノ市地区
40 余井地区	59 下組地区
41 天木地区	60 川谷地区
42 中岡地区	61 中筋2号地区
43 土肥谷地区	62 苅安地区
44 鷺谷-1地区	63 南方地区
45 鷺谷-2地区	64 南方B地区
46 西下第二地区	65 後谷地区
47 西下第四地区	66 宗貞地区
48 養老A-1地区	67 宗貞2号地区
49 養老A-2地区	
50 佐用地区	
51 佐用2号-1地区	
52 佐用2号-2地区	
53 菅地区	
54 片側地区	
55 中の谷地区	
56 麓地区	
57 宮迫地区	